

○農林水産省告示第千四百四十三号  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）別表二の付表第三十八のチリ共和国か  
ら発送されるピンググ種のさくらんぼの生果実に係  
る農林水産大臣が定める基準を次のように定め  
る。

平成十三年十月三十一日

農林水産大臣 武部 勤

一 植物及び地域

ピンググ種のさくらんぼの生果実であつて、チ  
リ共和国のうち、チリ共和国植物防疫機関が濃  
密な病害虫防除が行われる地区として指定した  
地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの  
であること。

三 生産地における検査及び証明

(一) チリ共和国植物防疫機関により検査され、  
かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付  
着していないことを認め、又は信する旨記載  
されているチリ共和国植物防疫機関が発行し  
た植物検査証明書が添付してあるものである  
こと。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項  
が特記されていること。

ア コドリングに侵されていないものである  
こと。  
イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒

(一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用し  
て二時間くん蒸すること。この場合における  
薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル  
当たり六十四グラムとし、果実温度は、十三・  
五度以上とすること。

(二) (一)のくん蒸は、未包装のままで行うことと  
し、一回に処理する生果実の量は、容積比で  
施設の内容積の二十六・九パーセントを超え  
ないこと。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施され  
たことが植物防疫官により確認されること。

六 こん包及びこん包場所

(一) 消毒された生果実は、コドリングの侵入す  
るおそれがないと認められる材料によりこん  
包されていること。

(二) (一)のこん包は、コドリングの侵入するおそ  
れがないと認められる場所で行われているこ  
と。

(三) 各こん包又は束ねたこん包には、チリ共和  
国植物防疫機関による封印がなされているこ  
と。

七 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実  
のこん包には、輸出植物検査が終了している旨  
及び仕向地が日本である旨の表示がなされてい  
ること。